



行政書士 あわじ

令和3年9月号



「早春賦」撮影場所：国営明石海峡公園 撮影者：寺岡克己



兵庫県行政書士会 淡路支部

ごあいさつ

兵庫県行政書士会淡路支部広報誌の発刊にあたり、淡路市を代表してご挨拶を申し上げます。

皆様方には日頃から、行政組織と一般市民、住民の情報の共有と相互連携の架け橋として、法律上の各種課題の解決、起業等にかかる書類作成に至るまで、多方面にわたる業務にご精励をいただき、深く感謝と敬意を表します。

また、世界的パンデミックの新型コロナウイルス禍にあって、本市の支援策などに関する情報提供等にもご尽力をいただき、重ねて厚く御礼を申し上げます。

淡路市は、津名郡旧5町（津名、淡路、北淡、一宮、東浦）が合併をして16年、危機的財政状況から出発し、夫々の課題を解決しながら量よりも質を高める行政サービスを目指し、身の丈に合った市政運営を行ってきました。

そのために行政改革を断行し財政再建を図り、積極的な企業誘致の推進により、市外から29社を立地し、雇用の創出、地域経済の活性化に繋がってまいりました。

また、不効率な地形課題をダブルスタンダードの施策展開により、自然豊かな観光資源あふれる淡路島のゲートシティを目指し、ワクワク感の有る「世界的観光立島淡路市（島）」の実現に近づけ、日本遺産認定へと繋がりました。これらは、西海岸（西浦）の飲食施設、東海岸（東浦）の観光施設の展開にも繋がっています。

これらの事が、2019年全国ブランド（魅力度）ランキング64位に評価されました。113年前、淡路島に鐘紡の工場が設置され、1市10町の素地ができたように、今、3市の時代にあって、新たな風が淡路市、北淡路に吹いています。北淡路土地改良区国営パイロット事業の新展開、加速する新たな企業誘致等です。

市のスローガンは、未来へ繋ぐ輝く淡路市「新時代の淡路へ」。マニフェストは、「いつかきっと帰りたくなる街づくり」の更なる推進です。目標は、「1 新たな観光都市の環境整備」「2 継続維持可能な市行政の更なる推進」「3 夢のある安全安心で快適な街づくり」です。

これらの事の実現は、自分だけ自分達だけの視点からは生まれません。チーム淡路市、オール淡路島の公的視点が重要です。その指導的役割、「頼れる市の法律家」としての行政書士の皆様方のお力添えが不可欠です。我々行政と共に市民と情報を共有し相互連携を図りながら、淡路島地域の更なる発展を祈念いたします。

今後の、兵庫県行政書士会淡路支部の益々のご発展を心よりご祈念申し上げ、市を代表してのご挨拶とさせていただきます。宜しく願いいたします。



淡路市長
門 康彦

ごあいさつ



淡路支部長
瀧岡 光子

令和3年度淡路支部定期総会におきまして、支部長に再任されました瀧岡と申します。今期も、皆さまのご協力と助言をいただきまして、30年の経験を活かし誠心誠意努めて参りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

未曾有のコロナ禍により令和2年度の支部行事は、すべて中止となりました。今年度も未だ先が見えない状態ですが、皆さまの健康を第一に考え少しずつ状況を見ながら、再開したいと思っております。3年前からの要望であった支部会費は、前年度より廃止となり会員の皆さまに少しでも還元できれば幸いです。

支部の取り組みとしまして、本会の研修部よりご協力をいただき、会員の業務能力向上のため研修会の実施や、市民の皆さまに行政書士を知っていただくための行政書士制度の広報活動として、官公署へのパンフレット・広報月間のポスター等の掲示、市民の皆さまへの貢献活動である無料相談会の充実を目指し、今後も支部会

員の能力の研鑽に努めて参ります。

現在、会員数が49名ですが高齢化のため退会会員も毎年増加しており、新入会員の方々には積極的に、支部運営に協力をいただければ幸いです。支部ホームページの閲覧(行政書士会淡路支部にて検索)、フェイスブック、メール等、会員相互の情報交換の場として皆さまのご意見を取り入れ、会員間の交流の輪が広がるよう、支部運営に力を尽くして参りますので、皆さまのご支援とご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

コロナ変異株が増え続ける中、毎日のマスク生活で不便の多い今日ですが、一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、皆さまのご健康をお祈り申し上げます。

トピックス

令和3年度淡路支部定期総会

三木 秋穂

令和3年4月17日（土）午後2時45分より、洲本市文化体育館にて令和3年度淡路支部定期総会が開催されました。

船越健司会員司会による開会の辞の後、物故者川端英雄会員に黙祷を捧げました。続いて、司会者から祝電の披露、瀧岡光子支部長による開会の挨拶がありました。司会者から引き続き新入会員の紹介、支部会員総数48名中34名（うち委任状出席26名）の出席がある旨の報告があり、その後議長選出に移り、泰地昭男会員が選出されました。議事に先立ち再度定足数の確認が行われ、定足数を満たし総会は有効に成立するとの宣言があり、記録人及び議事録署名人を選出し、議案審議に入りました。

今回審議された議案は、次の通りです。

- 第1号議案 令和2年度会務及び事業報告 同承認の件
- 第2号議案 令和2年度会計報告・監査報告 同承認の件
- 第3号議案 令和3年度事業計画案 同承認の件
- 第4号議案 令和3年度収支予算案 同承認の件
- 第5号議案 役員改選の件
- 第6号議案 その他建議事項

1号から6号議案まで、泰地議長の取りまとめのもと、審議は円滑かつ迅速に進行し、すべての議案について異議なく承認可決され、無事に総会を終了しました。

今年度も昨年度と同様、新型コロナウイルス感染防止のため、必要最小限の人数と時間での開催となりました。



市民無料相談

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、毎年10月に開催しております行政書士会・司法書士会・土地家屋調査士会の三士会での法の日無料相談会については、今年度も中止いたします。

また、毎月淡路県民局で開催しております市民無料相談会についても、当面の間中止いたします。状況を見て安全な再開ができると判断できた場合は、ホームページ等にて告知し再開いたします。なお、具体的な再開時期については、現在のところ未定です。

相談を希望されていた皆さまにはご不便をおかけいたしますが、感染拡大防止の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。



会社経営者や 個人事業主の皆さまへ



私たち行政書士は、企業を運営していくうえで必須となる書類（契約書や議事録等）や、許認可に関する書類（許可申請書や変更届等）の作成をする専門家です。

また、書類を官公署（市区町村や都道府県、警察署、各中央省庁等）に提出する手続について代理することができます。

さらに、近年では、知的財産権に関する相談業務や、補助金等の中小企業支援制度の申請サポートなど、中小企業のコンサルタントとして活躍する行政書士も増えています。

経営者と行政をつなぐパイプ役として、行政書士の業務分野は、日々拡大を続けています。

会 社を立ち上げたい

行政書士は、株式会社、NPO法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、組合等といった法人の設立手続とその代理（登記申請手続を除く）を行います。

また、電子定款の作成代理業務ができる行政書士に定款作成を依頼すれば、定款の印紙代が不要となるなど、費用面でも様々なメリットが生まれます。

なお、法人の中には、NPO法人や医療法人等、設立前に市町村や都道府県の認証・認可手続が必要となるものや、外国会社のように領事認証や在留資格認定申請が必要となるものがあります。行政書士は、そのような申請手続はもちろん、設立後の各種変更手続についても、総合的にサポートします。

契 約書を作ってほしい

会社を運営していると、様々な取引を行う場面があります。その際、多くの場合に契約書を取り交わす必要があります。

行政書士は、これら契約書の作成を行い、将来発生しうる法的なトラブルの予防のためのサポートを行います。

運 営について相談したい

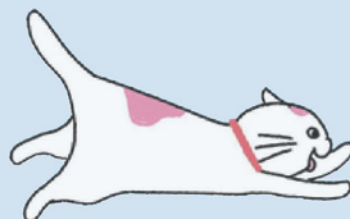
行政書士は法人の設立だけでなく、設立後の運営に関してもサポートしています。

行政書士業務は、企業の事業活動全般について助言、提案を行う、いわゆるコンサルティング業務の一面を有しています。経営者の良きパートナーとしても活用していただけます。

行政書士が行う主な中小企業支援には、次のようなものがあります。

- 事業計画支援
- 事業承継・事業引継ぎ支援
- 企業再生支援
- 経営革新支援、地域資源活用支援
- 農業経営改善支援、農商工連携支援
- ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス支援
- エコアクション21認証・登録支援
- プライバシーマーク認証・登録支援 など

それぞれの分野について専門としている行政書士がおり、活躍の場を広げています。



建設業の許可をとりたい

一定規模以上の工事を請負う建設業を営む場合は、都道府県知事、または国土交通大臣の許可が必要です。

行政書士は、建設業許可の要否や、許可条件を満たしているか否かを調査・判断し、必要な書類の作成及び代理申請を行います。

また、**公共事業の入札に参加**するには、経営事項審査申請や、入札参加資格登録の申請等、煩雑な手続が必要となりますが、それらの手続についても、代理することができます。

数ある行政書士の許認可の申請業務の中でも、**建設業許可申請**は、今も昔も、行政書士の代表的な業務の一つです。



福祉事業を始めたい

有料老人ホームや、障がい者向け就労支援事業などの**福祉サービス事業**を始めると、各自自治体では、様々な基準が設けられています。

行政書士は、これらの基準をクリアするために必要な書類作成や手続を代理します。

会計記帳をお願いしたい

事業の経営状況を把握するためには、きちんとした**会計記帳**が必要です。しかし、毎日記帳を行うのは大変なことです。

行政書士は、これら記帳業務をはじめ、**決算書、財務諸表などの作成**を行います（税務申告業務は除く）。行政書士に依頼することで、記帳業務に追われることなく、本来の業務に専念することができます。

運送業を始めたい

トラック等を使う貨物運送業や**タクシー事業（旅客運送業）**を始めると、運輸局の許可が必要ですが、それには様々な要件があるだけでなく、多くの複雑な申請書を作成し担当窓口へ提出しなければなりません。行政書士は運送事業の申請代理を行うほか、開業にあたってのアドバイスやサポートまで行います。



許可申請をお願いしたい

企業の事業内容によっては、都道府県や市町村等、**行政の許可や認可**が必要な場合があります。

許認可の種類には、次のようなものがあります。

【廃棄物に関する許認可】

- 産業廃棄物処分業・収集運搬業許可
- 一般廃棄物処分業・収集運搬業許可
- 自動車リサイクル法に基づく解体業・破砕業許可 など

【不動産に関する許認可】

- 宅地建物取引業免許
- 建築士事務所登録
- 解体工事業登録 など

【リサイクルに関する許認可】

- 古物営業許可
- 金属くず商許可 など

これらは、数ある許認可のうちの一部に過ぎません。行政書士が扱うことのできる許認可に関する書類は、一万種類を超えると言われていています。

官公署に提出する申請書類の作成を業として行うのは行政書士だけです。



著 作権について相談したい

著作権は作品(絵や文章など)を創作した時点で自動的に発生しますが、著作権を移転する場合の取引の安全性を確保したい、あるいは著作権に関する権利関係を公示したい場合は、文化庁による**著作権の登録制度**を利用することができます。

行政書士は、文化庁への登録申請業務を行います。また、著作権契約その他著作権に関する相談を受け付けています。

外 国人を雇用したい

外国人を雇い入れるには、入国管理局への申請手続が必要となる場合があります。

入国管理局への手続は、原則として、外国人もしくは法定代理人が自ら入国管理局に出頭しなければなりません。しかし、一定の研修を受けた行政書士で、外国人等に代わって入国管理局で申請書等を提出することが認められた行政書士である**「申請取次行政書士」**に依頼すれば、**申請人は入国管理局への出頭が免除される**ので、仕事や学業に専念することが可能です。専門知識を有する申請取次行政書士が申請人の在留及び適切な雇用をサポートいたします。

民 泊や旅館業を始めたい

民泊や旅館業を開業するには、営業開始前に保健所に必要書類を提出し、その施設が基準を満たしているかどうかの確認を受けたのち、**営業許可申請や届け出等**の手続が必要になります。

また、クラブや社交飲食店、麻雀店やゲームセンターなどを開業するのにも、営業開始前に警察署への**風俗営業許可申請**等の手続が必要になります。

行政書士は、実現したい店舗の形態に合わせて必要となる書類を作成し、代理申請を行います。

知 的資産経営について相談したい

「知的資産経営」とは、企業の経営理念、人材、技術力、ノウハウ、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等といった、**財務データには表れない資産**(知的資産)のうち、自社の競争力の源泉となっているものを見える化=魅せる化することにより、ステークホルダー(顧客・取引先・金融機関等)からの支持や評価を得て、事業の発展に役立てる経営のことをいいます。

知的資産経営の成果をまとめた**「知的資産経営報告書」**を作成し、開示・公表することは、経済産業省により推奨されています。

行政書士は、これら知的資産経営導入と知的資産経営報告書の作成をサポートします。



補 助金制度を活用したい

国や地方自治体には、中小企業・小規模事業者向けの各種補助金制度が用意されています。

近年、これら補助金制度に関するアドバイザーとしての役割を担う行政書士も増えており、**発展や持続化を目指す中小企業・小規模事業者のサポート**を行っています。



兵庫県行政書士会の
ホームページもみてね!

行政書士に聞いてみよう！！

市民の皆さまへ



法律を専門とする国家資格者の中でも、特には幅広い業務をこなし、皆さまの暮らしに密着した法務サービスを提供するのが、私たち行政書士です。官公署に提出する書類だけでなく、法律上の権利に関わる書類や事実を証明するための書類を作成し、またそのための相談もお受けします。

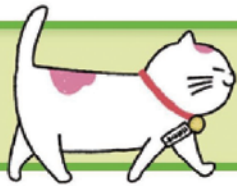
「まごころ」を花言葉に持つコスモスが、行政書士のシンボルです。私たちは、皆さまの暮らしの中で起こる様々な法律上の「困りごと」の解決を、まごころをもって、お手伝いいたします。

遺言書を作りたい

遺言書には本人が自ら手書きで作成する「**自筆証書遺言**」と公証人が作成する「**公正証書遺言**」、遺言内容を秘密にする「**秘密証書遺言**」があります。遺言書には**法律で決められた効力**があり、遺留分減殺請求権など相続人の権利も配慮して作成すべき場合があります。行政書士は、依頼に基づき、公正証書遺言の原案作成、証人の就任等によって遺言者の支援を行います。

相続について知りたい

財産相続では、遺言書がないときは、原則として相続人全員が書類により合意した文書に基づき、手続きが進められます。行政書士は、依頼に基づき、**遺産分割協議書**・財産目録・相続関係説明図といった必要書類を作成し、またそのために必要となる様々な調査も行います。(不動産登記関係書類、税務関係書類、法的紛争が発生している場合の書類を除きます)



国際結婚をしたい

外国人が日本人や永住者と結婚し、適法に日本で在留する為には、婚姻手続に加えて、「日本人の配偶者等」や「永住者の配偶者等」の**在留資格**が必要となります。このように、外国人が日本国内において在留を希望する場合、活動内容もしくは身分関係によって在留資格が必要で、様々な種類の資格とそれに応じた要件があります。

行政書士は、外国人の在留やその他日本で適法に活動するために必要な申請手続について、お手伝いいたします。なお、入国管理局への取次は、**申請取次行政書士**が行います。

日本国籍をとりたい 日本で永住したい

外国人が日本国籍を取得するには、「**帰化許可申請**」が必要です。帰化許可申請には、一定の要件を満たしていることが必要で、在留資格や家族構成、就業状況等により、必要な証明書類や作成書類が異なります。また、日本で永住を希望する場合には、入国管理局で**永住許可申請**をしますが、この申請でも在留資格や在留状況等によって異なる様々な要件があり、それに応じた証明書類や作成書類が必要です。行政書士は、国籍や永住に関すること、また、**涉外手続**(国際結婚や離婚、相続、養子縁組等)について、専門知識で外国人の方のお手伝いをいたします。



かしこく **離** 婚したい

離婚が決まるまでの道のりは、非常に大きなエネルギーがいるものです。しかも**慰謝料**の額や支払い方法、子供の養育費や面会交流、財産分与など、思った以上に考えなければいけないことが山積みです。離婚の示談が成立しても、どうやって約束事を相手に守って貰えるかも心配です。行政書士は、**離婚協議書の作成**を行うとともに、必要な支援を行います。(当事者の身辺調査、示談の代理は行いません)

おひとり様で **老** 後が心配

財産のこと、暮らしのこと、健康のこと、気がかりなことはたくさんあるけれど、**誰に相談してよいかわからない**、という方も多いのではないのでしょうか。自分自身で財産管理や様々な手続等が難しくなったときの備えとして、**任意後見契約**があります。行政書士は、相談に基づいて、任意後見契約に関する書類作成等により「おひとりさま」の老後の安心のため、お手伝いをいたします。



畑 に家を建てたい

田畑になっているところに、家を建てるには、**農地転用**の許可(届)申請をする必要があります。農地転用とは、農地とされている土地を、住宅地、工場用地、道路、駐車場などの目的で使用する土地に変更することです。また、農地を売買する場合も、許可が必要となります。このほかにも里道・水路の用途を廃止したり買い受ける時も許可が必要です。行政書士は、このような土地等に関する各種申請手続を行います。

交 通事故に遭った

交通事故でケガをしてしまった場合、治療費、休業損害、後遺障害等の問題が生じます。このような交通事故による人的損害を公平・迅速に補償する制度が**自賠責保険**です。自賠責保険の請求には様々な資料や書類が必要ですが、適正な補償を受けるためには専門的な調査が必要となるケースがあります。

行政書士は、**後遺障害に関する調査**をはじめ、自賠責保険に関する**資料収集や書類作成**をお手伝いします。また、示談成立後の示談書等、各種書類を作成します。

ク ーリングオフをしたい

売買契約等でクーリングオフの定めがある場合、**内容証明郵便**によってクーリングオフを行い、契約を解除することができます。内容証明は、差出人と日付を明示した文書を作成し、郵便局に謄本を保管することで、相手にどのような内容の文書が差し出されたかを証明する書類です。行政書士は依頼に基づき、法的効力のある内容証明の文書を作成します。

家 業を継ぎたい

お店や会社を引き継ぐとき、事業の種類によっては、事業主等の変更申請や**事業承継**の届出が必要となったり、新たに許可申請が必要となる場合があります。事業主の方が亡くなったときは、相続手続も併せて考える必要が生じることもあります。

行政書士は、依頼に基づき、必要書類の作成、手続等を通して、事業承継のお手伝いをいたします。

住まなくなった家賃を貸したい

不動産の賃貸借については、借地借家法等によって当事者が守るべき事柄が定められています。また、大きな財産である土地や建物を他人に貸そうとするときは、トラブルを予防するためにも、**書面による契約**を結びたいものです。

行政書士は、契約書類を作成して法的トラブル防止のお手伝いをするほか、トラブルを解決したときに取り交わす協議書や示談書等の書類の作成も行います。

自 動車の車庫証明をしたい

車を買ったり、引越したり、車の所有者が変わったりして、自動車の新規登録や住所変更、名義変更の申請をする時に自動車保管場所証明書（**車庫証明**）の申請をする必要があります。解体などで廃車にする場合も抹消登録の手続が必要です。

行政書士は、このような自動車登録に関する申請や車庫証明、その他自動車に関する申請手続を行います。

こんなことでお悩みの方、ADR を利用してみませんか？



子どもが自転車に乗って…

お店の看板にぶつかってしまい、弁償を求められました。



借りていた部屋の…

敷金返還のことで大家さんともめています。



うちのワンコがお隣の…

飼い犬にかまれたので、治療代を払ってほしいんです。



日本で働いていますが…

上司に私の国の慣習を理解してもらえません。



ADR（裁判外紛争解決手続）は、当事者自身の話し合いを第三者がサポートする、裁判に頼らないトラブル解決の「助っ人」です。

行政書士ADRセンター兵庫では、兵庫県内で起こった4つの分野について、トラブル解決のお手伝いをいたします。

- ① 自転車事故に関する紛争
- ② 愛護動物（ペットその他の動物）に関する紛争
- ③ 居住用賃貸物件に関する敷金返還または原状回復に関する紛争
- ④ 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

お問い合わせ 行政書士ADRセンター兵庫（法務大臣認証番号：第111号）電話：078-371-8823



困ったら
まずは相談してね！

困ったときは、お近くの行政書士にご相談ください。
身近に行政書士がない場合は、兵庫県行政書士会の事務局へ
お気軽にお電話ください。（電話：078-371-6361）



兵庫県行政書士会淡路支部会員名簿

(令和3年8月31日現在 49名)

	氏名	事務所所在地	電話番号
淡路市	いしがみ あきら 石上 昭	〒656-2131 淡路市志筑 386 番地 3	0799-62-1581
	いづつ よしのぶ 井筒 好信	〒656-2132 淡路市志筑新島 6 番地 22	0799-62-4681
	いわい たけし 岩井 威	〒656-1501 淡路市尾崎 846 番地 4	0799-85-1765
	かわばた ひでき 川端 英樹	〒656-2131 淡路市志筑3111番地67	0799-62-3206
	きたの てつや 北野 哲也	〒656-2223 淡路市生穂 1718 番地 3	050-5373-1678
	くらもと みつお 倉本 光夫	〒656-1511 淡路市郡家 1328 番地 9	0799-70-4081
	こたに いつじ 小谷 五治	〒656-1724 淡路市野島平林 98 番地	0799-70-4565
	さくらい ともや 桜井 智也	〒656-1721 淡路市野島墓浦 127 番地 4	090-5046-9217
	さんの はるお 三野 陽生	〒656-1711 淡路市富島 1146 番地	0799-82-2279
	たかたに みきこ 高谷 美喜子	〒656-2212 淡路市佐野 1334 番地 1	090-3873-0725
	ただ こうぞう 多田 耕造	〒656-2322 淡路市白山 279 番地	0799-74-3422
	たむら いくお 田村 伊久男	〒656-1602 淡路市育波 276 番地 40	0799-84-1988
	どうまん やすひで 道満 保秀	〒656-2131 淡路市志筑 2649 番地 5	0799-62-4035
	どひ まさる 土肥 勝	〒656-1721 淡路市野島墓浦 501 番地 6	0799-70-7283
	はまぐち たけひろ 濱口 雄裕	〒656-2131 淡路市志筑 1392 番地 1 岡野ビル 2 階	0799-62-5829
	はやし えいじ 林 栄二	〒656-1541 淡路市柳澤甲 7 番地	080-6116-3409
	ふくだ たつや 福田 龍哉	〒656-2144 淡路市下司 1218 番地 4	0799-70-7263
ふだば たかろう 札場 敬良	〒656-2334 淡路市釜口 627 番地 4	0799-74-6048	
やまぐち まさし 山口 昌志	〒656-2401 淡路市岩屋 524 番地 2	0799-72-5230	
洲本市	いまだ ちゅういち 今田 忠一	〒656-0053 洲本市上物部 452 番地	0799-22-4999
	おおすみ かつひろ 大住 勝宏	〒656-0101 洲本市納 321 番地 8	0799-22-2304
	さとう かずゆき 佐藤 一之	〒656-0014 洲本市桑間 192 番地 崎野ハイツ 302 号	0799-22-3202
	たきおか みつこ 瀧岡 光子	〒656-1311 洲本市五色町鮎原葛尾 147 番地	0799-32-1641
	たけだ しげる 武田 茂	〒656-0021 洲本市塩屋1丁目1番17号	0799-25-3230
	たにもり こういち 谷守 弘一	〒656-0012 洲本市宇山 1 丁目 1 番 20 号	0799-24-3110

	氏名	事務所所在地	電話番号
洲本市	てらおか かつみ 寺岡 克己	〒656-0012 洲本市宇山3丁目8番19号	0799-22-3031
	どい くみこ 土井 久美子	〒656-0051 洲本市物部1丁目18番40号	0799-24-0640
	なかむら つよし 中村 豪	〒656-0021 洲本市塩屋2丁目6番17号 洲浜ビル2階	0799-23-1770
	ひがしやま かつひと 東山 勝彦	〒656-0025 洲本市本町1丁目6番28号	0799-22-1174
	ひぐち しょういち 樋口 正一	〒656-0012 洲本市宇山1丁目2番24号	0799-22-2874
	ひろせ まさゆき 廣瀬 政行	〒656-1301 洲本市五色町都志382番地1 五色センタープラザ1階	0799-33-0217
	ふかほり かつみ 深堀 克己	〒656-0024 洲本市山手1丁目2番16号	0799-22-9405
	ふなこし けんじ 船越 健司	〒656-0025 洲本市本町5丁目4番25号 第2大富ビル202号	0799-23-0086
	まつした あきら 松下 明	〒656-1344 洲本市五色町鳥飼浦724番地	0799-34-0832
	みやこ ひろし 都 博志	〒656-2541 洲本市由良2丁目1番1号	0799-27-0766
	もりたか えいじ 森高 英二	〒656-0013 洲本市下加茂1丁目2番26号	0799-25-6185
	やまもと ひろむ 山本 弘	〒656-0025 洲本市本町3丁目3番14号	0799-25-2626
南あわじ市	おくの かずき 奥野 一喜	〒656-0424 南あわじ市榎列西川172番地	0799-42-5355
	さとふか よしたね 里深 嘉胤	〒656-0474 南あわじ市市市227番地9	0799-42-6666
	しょうだ ただお 庄田 忠夫	〒656-0521 南あわじ市潮美台1丁目24番地8	0799-52-3678
	たいち あきお 泰地 昭男	〒656-0511 南あわじ市賀集八幡南186番地4	0799-52-3711
	たにくち なおみ 谷口 直美	〒656-0456 南あわじ市神代地頭方1264番地	0799-20-5333
	どい けいいちろう 土井 恵一朗	〒656-0511 南あわじ市賀集八幡144番地4 稲先マンション1階	0799-53-1771
	なかお みわ 中尾 美和	〒656-0661 南あわじ市阿那賀1524番地1	0799-20-1197
	はまぐち とおる 濱口 徹	〒656-0425 南あわじ市榎列小榎列199番地1	0799-42-6373
	みき あきほ 三木 秋穂	〒656-0341 南あわじ市津井1711番地	0799-38-0960
	みやざき ひろあき 宮崎 宏明	〒656-0436 南あわじ市八木新庄77番地	0799-42-5968
	みやざき まさゆき 宮崎 正行	〒656-0122 南あわじ市広田広田143番地5	0799-20-4647
	やすだ ともたか 安田 知孝	〒656-0455 南あわじ市神代國衙1300番地1 三栄ビル203	0799-43-3115

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

1. 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
2. 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
3. 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
4. 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
5. 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。



令和3年度兵庫県行政書士会淡路支部および兵庫県行政書士会(本会)役職

支部長	副支部長	副支部長	理事会計	理事総務	理事研修	理事企画	理事業務
瀧岡光子	都博志	大住勝宏	船越健司	樋口正一	宮崎正行	宮崎宏明	安田知孝
理事会員	理事非行政	理事綱紀	理事福祉	理事幹事	理事幹事	監事	監事
川端英樹	奥野一喜	山口昌志	三木秋穂	岩井威	桜井智也	泰地昭男	濱口雄裕
相談役	相談役・本会副会長	本会理事	本会監事	本会綱紀委員	本会選挙管理委員	本会通信員	
今田忠一	井筒好信	大住勝宏	瀧岡光子	山口昌志	三木秋穂	宮崎正行	

「行政書士あわじ」令和3年9月号

- 発行人 / 瀧岡 光子
- 編集委員 / 川端 英樹
- 発行者 / 兵庫県行政書士会 淡路支部
- 〒656-1311 洲本市五色町鮎原葛尾147番地
TEL:0799-32-1641 FAX:0799-32-1621



兵庫県行政書士会 淡路支部

<http://awaji.hyogokai.or.jp/>

兵庫県行政書士会 淡路支部

検索

Facebookもチェック

<https://www.facebook.com/awaji.hyogokai>